

210501_【感染症情報】 フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その 24：外国人のフィリピン入国等に関するアドバイザリーの発表）

【ポイント】

- 4月30日、フィリピン入国管理局（BI）は、外国人のフィリピンへの入国等に関するアドバイザリーを発表しました。
- 本発表について不明な点がある場合には、フィリピン入国管理局（IB）、在京フィリピン共和国大使館等にお問い合わせください。

【本文】

1 4月30日、フィリピン入国管理局（BI）は、有効なビザを持つ外国人等の入国に関するアドバイザリー等を発表しました。当該措置は5月1日から開始されるとされています。詳細は下記リンク先の発表内容をご確認ください。

●フィリピン入国管理局（BI）

・アドバイザリー（「IATF 決議第 113 号による改訂ガイドライン」、4月30日付公式フェイスブック発表）

https://www.facebook.com/officialbureauofimmigration/posts/2004878602984170?tn__=R

・プレス・リリース（「5月1日からの移民、非移民ビザを持つ外国人のフィリピン入国許可について」、4月30日付公式ホームページ発表）

https://immigration.gov.ph/images/News/2021_Yr/04_Apr/2021Apr30_Press.pdf

【以下、発表内容の概要】

- (1) 入国時に有効な既存のビザを持つ外国人は入国が許可される。
- (2) 共和国法第 6768 号に基づくバリクバヤン・プログラムの下で、フィリピン人の配偶者または親と一緒に入国する外国人配偶者または子が、E0408 の下でビザなし入国が認められている 157 カ国の国籍保持者である場合には、ビザなしで入国できる。
- (3) 有効な既存の退職者特別在留ビザ（SRRV）または 9(a) ビザを保有する外国人は、フィリピン外務省（DFA）が発行した入国免除文書（entry exemption document）を到着時に提示することを条件に、入国を許可される。
- (4) 9(e) ビザ保持者を除き、到着する全ての外国人は、フィリピン政府に認定された検疫ホテル/施設の少なくとも 7 泊分の事前予約票を提示する必要があり、また、到着日から 6 日目に検疫ホテル/施設での PCR 検査を受けることとなる。
- (5) 検疫ホテル/施設の事前予約票が提示できない者は、入国を拒否され、利用可能な次のフライトで出発地に戻されることとなる。
- (6) インドからの渡航者及び、フィリピン到着前の 14 日間以内にインドへの渡航歴のあ

る者は、5月14日までフィリピンへの入国を禁止する。

2 本発表について不明な点がある場合には、フィリピン入国管理局（IB）、在京フィリピン共和国大使館等にお問い合わせください。

3 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【関連情報】

●フィリピン入国管理局（BI）

・アドバイザー「IATF 決議第 113 号による改訂ガイドライン」（4月30日付、公式フェイスブック発表）

https://www.facebook.com/officialbureauofimmigration/posts/2004878602984170?_tn_=-R

・プレス・リリース「5月1日からの移民、非移民ビザを持つ外国人のフィリピン入国許可について」（4月30日付、公式ホームページ発表）

●共和国法第 6768 号

https://lawphil.net/statutes/repacts/ra1989/ra_6768_1989.html

●フィリピン入国管理局フェイスブック（E0408 の対象国）

<https://www.facebook.com/officialbureauofimmigration/posts/278237565648291>

+++++

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

●在フィリピン日本国大使館ホームページ（フィリピン国政府の発表・関連情報等）

https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00309.html

●日本外務省・海外安全ホームページ（感染症危険情報：フィリピン）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsphazardinfo_013.html#ad-image-](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsphazardinfo_013.html#ad-image-0)

0

※現在ビサヤ地方を含むフィリピン全土に「感染症危険情報レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」が発出されています。

.....

※この情報は、在留届、及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信さ

れております。本メールを受信していない場合は、在留届にメールアドレスの登録をなさるか、「たびレジ」登録をお願いします。

在留届・たびレジ登録：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/>

(問い合わせ窓口)

○在セブ日本国総領事館

住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話：(市外局番 032) 231-7321

FAX：(市外局番 032) 231-6843

ホームページ：https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在フィリピン日本国大使館

住所：2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

電話：(市外局番 02) 8551-5710

FAX：(市外局番 02) 8551-5785

ホームページ：http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html